

第3次男女共同参画基本計画における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する男女共同参画推進連携会議構成団体における取組について

〔平成23年1月24日〕
男女共同参画推進連携会議企画委員会決定

昨年12月、第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、この中で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標が改めて明記されるとともに、各分野の女性の積極的登用についての成果目標が掲げられたところである。

これを受け、男女共同参画推進連携会議構成団体において、以下の通り、ポジティブ・アクションに関する取組を進めていただくようお願いする。

一、団体役員への女性の積極的登用を図ること。

二、傘下・加盟企業や組織において女性の積極的登用を図るよう働きかけること。

(参考)

具体的な取組例

○平成23年度の各団体又はその傘下・加盟企業や組織の活動計画へ「女性の積極的登用」等の項目を盛り込む。

○団体における中間目標の設定や「最低1名・女性1割運動」の展開等を行う。

○団体において、傘下・加盟企業や組織の女性の積極的な登用の状況について、定期的に報告を受ける。